

論 説

プリンシプル・ベースかルール・ベースか、
公正価値会計基準

村 瀬 儀 祐

はじめに

アメリカ財務会計基準審議会 (FASB) は、その「提言 (proposal)」(2003年)において、現行の会計基準が「ルール・ベース (rules-based)」になっており、これを「プリンシプル・ベース (principles-based)」に転換させる必要があるとしている。FASB は、現行の会計基準が詳細で複雑なものとなっており、これは「ルールによる実行ガイダンス (rule-driven implementation guidance)」¹から生まれたものであると指摘する。その結果、経営者が「ルールに合わせて取引を構成しようと財務と会計の操作 (engineering) を行う」²傾向が生まれ、そのことが会計情報の透明性を高めるべき会計基準の目的を損ねている。そこで会計基準設定は「プリンシプル・ベース」のものに切り替えなければならない、と以下のように提言している。

「プリンシプル・ベースのアプローチのもとで設定される会計基準においては、基準が基本的な認識と測定、報告要請を反映するよう、引き続き概念フレームワークを用いて基準設定がなされる。プリンシプル・ベースのアプローチのもとで形成された会計基準とこれまでの会計基準との主な違いは、(1) プリンシプルがこれまでのものよりもより幅広く適用され、プリンシプルに対する例外があってもそれは微小なものとなる。(2) 基準適用にあたっての緊急性と実効性を目的としたガイダンスを少ないものとする。このことは基

準の意図と精神にもとづいたプロフェッショナルな判断を適用する必要性を増大させる。」³

FASBの提言の背景には、サーベンス・オックスリー法（Sarbanes-Oxley Act, 2002）の要請がある。同法は、エンロンやワードコムなどの会計スキandalによって失墜した会計情報の信頼性を回復すべく制定されたものである。同法のセクション108は、SECに対して「プリンシプル・ベースの会計システムの採用についての研究を進めるよう」以下の4課題についての取り組みを求めている。

- 「(i) 合衆国においてプリンシプル・ベースの会計システムがどれほど存在するか。
- (ii) ルール・ベース・システムからプリンシプル・ベース・システムへの変更に要する時間はどれほどか。
- (iii) そのようなシステムは如何に実行され得るか、その実現可能性。
- (iv) プリンシプル・ベース・システムの実行についての経済分析。」⁴

さらにFASBがプリンシプル・ベースの会計基準設定への転換を進める理由として、国際会計基準への同調化がある。すなわち「FASBは、合衆国の基準設定について、国際会計基準（International Accounting Standards : IAS）とイギリスのような他の先進諸国における会計基準設定において採用されているアプローチと同じプリンシプル・ベースのアプローチを採用することの実行可能性について検討することに決めた」⁵としている。

このようなルール・ベース基準からプリンシプル・ベース基準への転換が唱えられるなか、本稿は、アメリカにおける基準設定のあり方とそこに含まれる制度的な意味を、公正価値会計基準の検討を中心にして明らかにしようとするものである。

1. プリンシプル・ベースとルール・ベース

プリンシプル・ベース会計基準とルール・ベース会計基準の概念上の違いは、基準設定のあり方が会計士のプロフェッショナルな判断を前提としているか否

かという点において区別される。プリンシプル・ベースの基準は、「コンセプト・ベースの基準 (concepts-based standard)」⁶ともいわれ、会計士の判断適用の基礎となるコンセプトを中心に基準が設定される。コンセプトをベースした基準設定は、判断適用における会計士のプロフェッショナル性を制度上、想定する。他方、ルール・ベースの基準は、「白黒をはっきりさせる (“bright line”）」、「あれかこれか (“on-off”）」⁷の規則設定を行うものであり、会計士の判断行使とそのプロフェッショナル性を問題にしない。ここでいうルールとは、「特別規定 (specific criteria), 白黒明確な区分基準 (bright line thresholds), 例示 (example), 範囲指定 (scope restrictions), 例外 (exceptions), 先例 (subsequent precedents), 実行指針 (implementation guidance) など」⁸と幅広くとらえられている。ルール・ベース会計基準は、このような多様なルールの設定によって、会計士のプロフェッショナルな判断を遮断もしくは制限する性格をもつ。プリンシプル (コンセプト)・ベース基準とルール・ベース基準の特徴を、例えばアメリカ会計学会の委員会が減価償却について例示した会計基準の類型をもとに見ていくことにしよう。

類型1：「すべての固定資産の年次減価償却費は、資産が完全に償却されるまで、資産の取得価額の10パーセントとする。」

類型2：「報告期間の減価償却費は期間にわたった資産の経済価値の下落を反映すべきである。」

類型1の基準は、年次の減価償却を資産の取得原価の10パーセントとすると画一的に決定し、はじめから会計士のプロフェッショナルな判断行使を問題にしていない点で、典型的なルール・ベースの基準といえる。類型2は、減価償却を資産の経済的価値の下落を測定するものとして、その経済的な実質の認識と測定については会計士のプロフェッショナルな判断に依存させている点で、プリンシプル・ベースの基準である。

FASBによる会計基準設定は、会計概念ステイトメントを基礎にして表明され、コンセプト・ベースの基準設定を理想としてきた。しかし、「最近のFASBのガイダンスの多くは、規則志向 (rule-driven) で複雑になってきている」(証券取引委員会 (SEC) 座長, Harvey I. Pitt の言) と指摘されるなか、FASBも

これを認め、その傾向が生まれたのは、会計基準設定において「例外的承認」と「緊急時における間に合わせのガイダンスの設定」が行われたからであるとす。すなわち、

(1) 基準に対する例外:「会計基準における例外は、基準における原則が適用されない例外をつくり出す。そのような状況は、意思決定に有用な情報に対するニーズと FASB とその関係者による実務的な関心との間のバランスをとろうと妥協した結果生まれる。」⁹ そのような例外として、例えば現存の他の基準で認められているために新基準においても例外的に認める(「範囲の例外」)、基準適用において例えば報告利益の変動性に制限を加えようとして例外を設ける(「適用の例外」)、新基準への移行の経過的措置として例外を設ける(「移行の例外」)、といったものがある。

(2) さし迫った実行のガイダンス:あらゆる問題に対して「シングルな」解答を提供する詳細で緊要の実行ガイダンスは、増大する訴訟環境のもとで重要性を増している。例えば、FASB や FASB Emerging Issues Task Force (EITF) や AICPA Accounting Standards Executive Committee (AcSEC)、FASB Derivatives Implementation Group (DIG) のようなタスクホース、そして SEC は、差し迫った必要性に対応するために緊急のルールを設定する。

会計基準を詳細なものとして設定するのではなく「幅広い(broad)」ものとして設定し、経営者による会計選択行為をむやみに制限しないことは、アメリカの会計基準の成立の当初から唱えられていた基準設定の理想であった。¹⁰

近代アメリカにおける会計基準は、財務諸表が企業毎の具体的状況に応じた適合性と個別妥当性をもって作成され、それが「承認可能性(acceptability)」をもつかどうか職業会計士が判断を下すための基準として設定された。職業会計士による「承認可能性」の判断基準としてアメリカ会計基準は成立した。そこでの会計基準のあり方は、職業会計士のプロフェッショナルな判断を前提として、詳細さと複雑性を排した幅広いものとして設定されるのを理想としていた。

現代における FASB による会計基準は、概念ステイトメントにおいて表明された基礎的な概念に依拠して設定されるものであり、会計士のプロフェッショナルな判断を不可分の前提においた基準設定を理想としている。会計基準は、財務

諸表が経済的意思決定に有用な情報を提供するための「会計選択 (accounting choice)」の判断基準を設定するものであり、企業による基準の適用が適正であるかどうか会計士が判断するための基準となる。したがってアメリカにおける会計基準設定には、伝統的に会計士のプロフェッショナルな判断を前提として幅広いものとして設定するのを理想とする思想的脈絡が一貫して流れている。

しかしこの理想のもとで設定される会計基準は、プリンシプル・ベースの理想とは離れたルール・ベースのものになってしまう。いまやアメリカ会計基準を特徴づけるものは、ルール・ベース基準であるとまで言われるようになっていく。会計概念ステイトメントのもと、プリンシプル (コンセプト)・ベースの会計基準たるべきはずの FASB の会計基準においては、例えば第133号「デリバティブとヘッジ活動の会計 (*Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*)」に見られるように、デリバティブの定義にあたって3つの要素のもと少なくとも22の分類が要請され、そこには多くの例外、規則、差し迫っての施行規則、実行ガイダンスが設定されている。コンセプト・ベースたる会計基準が、このように詳細で複雑なルール・ベースの基準となってしまうのは、FASB が指摘するように「例外を設けること」と「差し迫った必要に対応して応急の基準を設けること」にも原因している。しかしそれだけであらうか。私は、それだけの理由によって、プリンシプル (コンセプト)・ベースの理想のもとルール・ベースの現実が生まれる経路は説明できないと考える。問題は会計基準そのものの性格からきている。

2. なぜルール・ベースとなってしまうのか

会計基準が当初プリンシプル・ベースの基準設定を目指しても、結局のところルール・ベースの基準設定となってしまうのは、設定される会計基準の内容が、本質的に経験的に検証不能、測定不能な性格のものであるからである。

検証 (verification) とは、「独立のテストであり、検証可能なステイトメントは独立に観察可能な (非個人的な) 対象と事象について、記述もしくは説明するものでなければならない。この要請は、検証可能な (独立に検査可能な)

ステイトメントから離れた私的な解釈、期待、偏向を排除する」¹¹。測定は、「測定できる属性 (measurable property) が特定できること、数量化でき、独立にテスト可能であること」。「そこでの判断は、経験的参照性を有して非個人的なものであり、誰ものも批判的な検討に供され、測定者の合意が成立する」¹²ことが要件となる。検証と測定の本来の意味からすれば、会計分野で使われ普及している「検証」と「測定」という言葉は、同じ用語であるにもかかわらず本来の意味から離れた、全くその意味に値しない内容のものとなっている。会計基準は、経験的に検証することが不能なもの、経験的参照の要件を満たさない測定不能なものを基準として設定している。会計基準は、言葉の正確な意味での検証と測定の要件を満たさない内容のもの、すなわち本質的に恣意的な性質をもつために、基準を具体的な状況に適用するにあたって、会計士の判断行使を遮断もしくは制限するサブの基準を追加するか、便宜的でかつ複雑、詳細なルールもしくはガイダンスを設定しなければならなくなる。会計基準がルール・ベースとなるのは、それが本質的に検証不能、測定不能の基準を設定しようとするためである。

例えば取得原価主義の会計基準がルール・ベースの基準になってしまう経路を見よう。対応と配分概念を基礎にして組み立てられた取得原価主義の会計基準がルール・ベースの基準設定になってしまうのは、それらの基準が経験的な検証可能性のない、また測定の意味をもたない恣意的な性格をもっているためである。

取得原価主義の会計基準は、経営者の会計選択行為を制限せず「幅広い」ものとして設定され、経営者によって選択された配分方式の適正性がプロフェッショナルとしての会計士によって判断される。しかし取得原価主義の基準は、プリンシプル・ベースのものとならず、会計士のプロフェッショナルな判断を必要としないルール・ベースのものとなっている。減価償却に関する基準をみれば、減価の経済的実質のプロセスを経験的に検証する方向性は最初から放棄され、「認められる」配分方式を便宜的に設定しようとしている。配分方式は、何らかの事象との関連と検証を求めるものではなく便宜的な性格をもつから、そこに際限のない無数の方法が成立する可能性がある。無数の配分方法のうち、

定額法、定率法、級数法、産高比例法といった特定の方式をなぜ会計基準として認めるのか、それを正当づける経済的な基準はない。いずれの方式が減価の経済的プロセスの実質を反映するか検証できるものでなく、また特定の方式が他の方式に勝っていると正当化することもできない。トーマス (Arther L. Thomas) が明らかにしたように、配分方法は「矯正不能なほどに恣意的 (irremediably arbitrary)」¹³である。このもとで特定の配分方法を会計基準として正当化するには、何らかの権威による裁断による以外にない。アメリカにおいて特定の配分方法を基準化するに、それらがコンベンションとして広く普及し「一般に認められている」という理由をもって行われた。会計基準はコンベンションとしての実用的な権威をもつから、基準として認められる、とする。何がコンベンションであるか、それに最も通じているのは職業会計士であり、職業会計士のいわゆるプロフェッショナルな権威のもとで、いくつかの配分方法が「一般に認められた」ものとして基準化された。この基準化された幅広い配分方式の範囲内で、経営者による配分方式の選択がなされる。公認会計士は、経営者が選択した配分方式の算術計算を再計算しチェックすることで、その適正性を認可する。会計士による監査は、計上された結果が何らかの経済的事象に関連するか否か検証するものではない。もともと検証可能性が欠けた基準を設定するものであれば、会計基準は恣意的なものとならざるをえない。この恣意的会計方式を会計基準として「認められたもの」にするには、何らかの権威による裁断にもとづいたルール・ベースの基準として設定する以外にない。

近代会計の会計基準が検証可能性に欠け、測定要件を満たさないことについて、ボルニザー (Peter W. Wolnizer) は、以下のように指摘している。

「コンベンショナルリーに作成された勘定における多くの記述は、観察された状態もしくは観察可能な状態の間の関連性を提示するといった意味での経験的現象を説明するものではない。既存の会計ルールは、科学的法則と違って、事実情報と行為の関連について脈絡のあるいかなる理論も提供していない。したがって既存の会計は、多くの資産、とりわけ非現金資産の財務表示を経験的にまた独立にテストすることを不可能にしている。英語圏のプロフェッショナルな会計団体が設定した規定は、財務状態と財務業績 (事象) のステ

イトメントに資産の保有と利用、処分について経営者による私的な判断（予測、意図、意見のごとき）を組み込むことを求めている。私的な判断の誠実さは、それらを形成する者の心の中において疑いもなく存在するかもしれないが、しかし外部の探究者にとっては、独立に発見することは出来ず、確証し証拠による支持を受けることが出来ないものである。」¹⁴

会計領域においては、会計監査を「検証 (verification)」と称しているが、現実に行われている監査は検証の意味をもたない。すなわち、「会計人は、監査実務を『検証』としているが、それは独立の信頼証明 (authentication) という意味をなさない。それは設定ルールへの準拠性を検査することを意味し、必要とされる何ものも経験的な内容をもたない」¹⁵。それは単なる再計算であり、「算術プロセスの繰り返しであり、経営者によって決定された（当初の取得価格から離れた）インプットは、経営者によって決定され、経験的参照に欠けたものである。それは独立の検証に耐えるものではない。」¹⁶それでも「会計士は、この再計算の形式が『設定された規準』に準拠するがために、この種の再計算を不適切にも『検証』と称している。このような規準が『一般に認められた会計原則』または会計基準であると常に理解されている。」¹⁷

会計基準は、会計士によって財務諸表が適正に表示されているかどうか監査する基礎となるものである。監査に目的づけられないような会計基準は存在しない。監査不能な基準は、会計基準となることはできない。監査可能性が会計基準としての制度的有用性を決定する。財務諸表は、アメリカの場合、証券取引委員会 (SEC) に提出され、一般に公表される。SECなどの行政機関が企業の提出する財務諸表を受理する際に、それが適正なものであるかどうか判断するにあたって、公認会計士の監査意見が参照される。このもとで会計監査人は、財務諸表が適正に作成されているかどうか判断したその内容についての責任が問われる。また監査についての訴訟問題が生じた時、そこでの会計士の責任が問題にされる。財務諸表の受理にあたっての行政機関の責任、そして財務諸表の適正表示についての公認会計士の判断責任、訴訟における責任、それらの責任を解除する重要な制度的装置が会計基準である。会計基準の存在によって、行政機関と会計士の果たされるべき責任の程度が確定される。このように財務

諸表監査を前提とすれば、会計基準が会計士プロフェッショナルな判断を遮断もしくは制限する「白黒をはっきりさせる(“bright line”）」基準を設定し、経営者が選択した方式の再計算とそのチェックに会計士の責任を限定するものであれば、その責任の解除は容易なことになる。会計基準が実際世界の事象に関連し、検証可能な測定基準を設定し、会計士の監査責任が実際の経済的事象との符合性と経験的検証性について判断するものであるとすれば、会計士のプロフェッショナルな判断のもと「検証(verification)」と「信頼証明化(authentication)」の責任が問われることになる。

「検証」と「信頼証明化」の責任を求める監査は、実際の監査制度においてはほんの一部の例外を除いて存在しないといってもよい。会計監査は、あくまでルールに準拠したものであるかどうか、再計算とその正確性のチェックを求めるものとなっている。会計基準がルール・ベースとなる原因として、財務諸表監査における会計士の責任の問題をあげることができる。ルール・ベースの会計基準は、公認会計士の責任を解除する安易なシステムとして機能する。この点を指摘してシッパー(Katharine Schipper)は、以下のように述べている。

「詳細な実行ガイダンスについての他のあり得る効果は、財務諸表作成者と監査人、またおそらく規制当局がもつ特別の関心事である。すなわち(1)当該会計処理についての事後の結果でのめめ事に関する施政当局の困難性を減少させる。また(2)欠陥が指摘される会計に対する訴訟を減少させる。

会計と財務報告についてのSECと合衆国の施政当局は、認められる解釈と適用についての登録者の質問に答えるのに役立つ手段をわずかしかもたず、SECへの登録の準備にあたって行われた選択に関する登録者との詳細な議論に役立つ資源は限られたものとなっている。全体を網羅した疑問の余地のない会計方法の実行についての表明があることは、経営者の特有の判断を理解するSECスタッフのコストを減少させる。

最後に詳細な実行ガイダンスは、施政当局との間での事後のもめ事が生まれる傾向を減少させるばかりでなく、会計処理に対する訴訟が起きるのを減少させる。すなわち詳細なガイダンスを取り除くことに反対する議論は、少なくともルール・ベース・システムのこの属性が利点となって、訴訟に対す

る防御となる。』¹⁸

財務諸表監査に関する行政機関と会計士の責任，訴訟といった条件のもと，会計基準は検証不能な配分と対応の基準を設定して，行政機関と会計士の責任解除，訴訟の防御にあたらうとする。このような状況のもとでは，会計基準設定はルール・ベースのものになる傾向が生まれる。

3. プリンシプル・ベースとしての公正価値会計基準

現代の会計基準は，取引価格の記録ではなく，資産と負債の公正価値評価を求める認識と測定のための基準を設定するようになっている。財務諸表情報の目的は，投資家や債権者の意思決定に有用な情報を提供することであり，それらの情報は，「経済的資源とかかる資源に対する請求権およびそれらの変動」¹⁹を認識・測定したものとなっている。このもとで会計基準は，「取引 (transaction)」だけでなく，「事象 (events)」，「環境 (circumstances)」²⁰の変化などから生まれる資産と負債の変動を認識・測定するため基準を設定するものとなる。したがって現代の会計基準は，取引価格主義，配分と対応の基準設定を行う近代会計と違って，経済的資源 (資産) と資源請求権 (負債) といった実際世界の事象に関わる認識と測定のためのプリンシプル・ベースの基準設定を行うものになったかのように見られる。はたして現代会計基準は，プリンシプル・ベースの基準となったであろうか。

現代の会計基準の性格を検討するために，FASBによる合併会計基準 (FASB 会計基準 No.141, No142, 2001年²¹) を検討することにしよう。当会計基準は「公正価値ベース会計モデル (fair value-based accounting model)」²²を示すもので，「すべての企業結合に対して単一の会計処理を求めるという点でプリンシプル・ベースである」²³とされている。

FASBは，企業合併会計について，従来，持分プーリングと買収の両方式を認めていたのを買収方式のみに統一化し，またのれんの償却を否定して「減損オンリーのアプローチ (impairment only approach)」の基準を設定した。その基準は，一見してプリンシプル・ベースの会計基準の特徴を備えているよう

に見える。

FASBの会計基準において、のれんは、合併において取得した会社の純資産の公正価値をこえる「交換された価値」とされる。純資産を上回る取得価額のうち、特許や商標など「分離できる」ものが「無形資産」とされ、企業から「分離できない」、「残余」として残ったものが、のれんとされる。取得されたのれんは、償却に供されない。合併後ののれんは企業内のセグメント（「報告単位」）に割り付けられ、毎年の減損テストに供される。のれんの減損会計においては、まず報告単位の公正価値が決定され、報告単位の簿価と比較して簿価が公正価値を上回っている場合に、減損損失の評価が行われる。報告単位全体の公正価値額は、報告単位におけるそれぞれの資産と負債に割り付けられる。この手続きにおいて割り付けすることができない残余が、想定されるところののれんの公正価値となる。この「想定されたのれんの公正価値 (implied fair value of goodwill)」が、合併取得後、報告単位ののれん簿価と比較され、簿価を下回る公正価値額がのれんの減損額として計上される。のれんは、「残余としてのみ測定できるものであり、直接、測定できない」²⁴。そのためにのれんは、あくまで「想定された公正価値」として算定される。

のれんの減損会計基準は、それ自体判断を必要とする以下のような概念から構成される。

「分離可能性 (separability)」と「残余 (residual)」: 被合併会社の純資産を超える公正価値のうち「分離できる」ものは無形資産とする。公正価値にて直接、評価できるものは無形資産とし、企業から「分離できない」、直接評価不能な「残余」としてしか評価できないものをのれんとする。「分離可能」は、計上されるべきのれんの範囲の指定に関わる概念となっている。

「報告単位 (reporting unit)」: のれんの減損額を確定する単位の設定に関わる概念。報告単位は、「経営セグメント (operating segment)」あるいは「構成単位 (component)」として、「独立の財務報告が利用でき」、「経営者が規則的にレビューしている」場合、確定される。報告単位は、のれんの減損評価が行われる単位設定に関わる概念となっている。

「大きく変化していない (have not changed significantly)」, 「わずかな可

能性 (remote)]: 報告単位の公正価値が評価以降「大きく変化していない場合」, 減損の「可能性がわずかな場合」には減損テストをしなくてもよいとする, 減損テストの免除に関わる概念。

「大きな差額 (by a substantial margin)]: 報告単位の公正価値がその簿価を下回っている場合に減損の認識の手続きが開始される。その下回っている程度・規模・大きさに関わる概念。

「高い可能性 (more likely than not)]: 報告単位の公正価値が簿価以下に下落している「高い可能性」がある場合に減損認識の手続きが開始される。その下落の可能性に関わる概念。

「合理的で支持できる, 利用可能なあらゆる証拠 (reasonable and supportable, all available evidence)]: 報告単位の公正価値の評価手続きにおいて, 証拠の性質を指定する概念。

以上に見た概念は, のれんの減損評価のための公正価値評価を実行するプロセスに関わった概念である。これらの概念すべては, 「公正価値 (fair value)」の概念に収斂する。

「公正価値」は, 資産(または負債)の公正価値は, 独立した当事者間の取引において, 購入(発生)するか売却(返済)すると想定した場合の, 強制もしくは精算の販売によらない場合の金額であるとされる。公正価値には, 市場取引において生まれる実際の「市場価格 (quoted market price)」だけに限らず, 実際の市場取引が存在しなくとも「仮想的な市場取引 (hypothetical transaction)」をもとに想定されるところの価値も含まれ, さらには「現在価値評価テクニック (present value techniques)」などの「多元的評価アプローチ」を採用して算定した金額も, 「株価/利益倍数, 株価/収益倍数 (multiple of earning or revenue)」によって算定された金額も含まれる。

以上に見たように, FASBの合併会計基準は, 公正価値に基づいて, のれんの認識と合併後ののれんの減損認識のための基準を設定している。この基準は, 買収法への統一化と減損オンリーの基準を設定し, 会計士のプロフェッショナルな判断行使に全面的に依存した基準設定を行っており, この意味でプリンシプル・ベースの形を取っている。しかし本基準は, プリンシプル・ベースの外

形にも関わらず、その実、ルール・ベースとならざるを得ない不可避性が秘められている。FASB 基準が設定する「公正価値に基づいた減損モデル」において、公正価値が経験的に検証可能で測定可能なものであれば、まさしく会計士のプロフェッショナルな判断を基礎としたプリンシプル・ベースの基準となりうるところである。しかしその外観にも関わらずその実、中心的な概念である公正価値が経験的検証不能であり測定の要件を満たさないものであるために、結局はルール・ベースの基準とならざるを得ない運命にある。

4. 公正価値会計基準における評価の検証不能性

公正価値は、「強制や清算によらない、独立した当事者の間の現在の取引において交換されると想定される価格である」²⁵とされる。しかし公正価値は市場での取引価格に限定されない。多様な評価モデルにて評価された価額も公正価値の中に含まれる。「公正価値」という用語自体、公正価値を市場価格に限定させないための制度的措置として生まれたものである。「報告部門の評価は、市場価値によらずとも良い、市場価値以外の多様な評価モデルによる評価も公正価値である」とする効果をもって成立したのが公正価値概念である。²⁶報告単位について、株式が発行される例は稀といってもよく、市場価格に基づいて直接、公正価値を評価する例は少なく、多元的な評価モデルによって評価される場合がほとんどであるといつてよい。そのような評価モデルには、「割引キャッシュフローモデル (Discount Cash Flow Model)」や「残余 (超過) 利益モデル (Residual (Abnormal) Earning Model)」, さらには「ブラックショールズモデル (Black-Schols Model)」がある。これらのモデルによって評価されたものは、会計士が事後の監査によって、その金額の検証を行おうとしても経験的に検証することができない性質のものである。それは言葉の正確な意味での測定と言い難いものである。ワッツ (Ross L. Watts) は、のれんの減損会計の基準が将来キャッシュフローの予測を求めており、「これらの将来キャッシュフローは検証不能であり、契約に供すことが出来ないために、将来キャッシュフローに依拠した評価は操作 (manipulate) される可能性がある」²⁷とし

ている。すなわち、

「企業価値とその想定のものへの価値の評価は、極度に主観的なものである。上場企業は客観的な測定である観察された市場価値を有しているが、それは採用されないものとなっている。報告単位の価値と想定のものへの評価は、さらに困難でさえある。報告単位の価値と想定のものへの評価は検証不能であるのみならず、それらが報告単位間のすべてについて何らかのシナジーがある場合には、将来のキャッシュフローや価値、のれんを報告単位に配分するどのような意味ある方法も存在しない。シナジーは、ジョイント・コストでありベネフィットを意味し、管理会計のテキストが認めているように、評価目的に対して、それらの配分は恣意的となり無意味なものとなる。」²⁸

公正価値評価に最も採用されているモデルである割引キャッシュフローモデルについてみよう。

割引キャッシュフローモデルによる価値評価は、以下の要素について予測と推定を行わなければならない。

- (1) 将来のキャッシュフローの推定
- (2) 将来のキャッシュフローの金額もしくはタイミングにおけるあり得る変数についての予測
- (3) 無リスク利率にて示された貨幣の時間価値
- (4) 資産と負債に内在する不確実性を生み出す価格
- (5) 流動性や市場の不完全さを含む識別できない場合もあるその他の要素

これらの事項について、経営者は、自ら考えるかぎりの仮定や推定を立てなければならない。この場合、FASBは「会計概念ステイトメント第7号」²⁹を通じて、公正価値測定に現在価値テクニックを採用する場合に考慮すべき要素や変数を規定しているが、「これらの変数を決めるのに、どのようなパラメーターが評価されるかについては、経営者の全くの自由に任せている。」³⁰「売却処分が差し迫ったものでない報告単位は、経営者の仮定のみが利用できる」³¹。そのため、経営者は、先にあげた5つの要素に関して、ほとんど自ら立てた仮定に基づいて経営計画を自由に設定することができる。評価する対象について、仮定の立て方、予測の仕方次第で思いのままの公正価値額を算出できるものと

なっている。

割引キャッシュフローモデルは、予測のためのモデルであり、経験的に検証可能な事象に関連する測定モデルではない。この点を指摘してスターリング (Robert R. Sterling) は、以下のように指摘している。

「割引価値は測定ではない。それは数学的に修正された予測である。したがって割引価値には、現在の経験を通じて確かめられるような対応物がない—すなわち割引価値は『主観的』である。」³²「単一で真実な割引価値などはない。これが事実である。」³³「割引価値は必然的に、会社によって異なるのであるから、すべての割引価値に近似するような単一の評価方法を見つけることはできない。」³⁴

しかも FASB による公正価値評価基準は、割引キャッシュフロー (DCF) 法に限定していない。「実体は結果が公正価値目的に一致しているならば自ら採用する評価方法を採用してもよい」³⁵としている。このことは「企業が推定、期待、仮定について自らのイメージに合ったどのような現在価値ベースの評価テクニックも事実上採用できるものであり、極度に裁量的な変数をもって『報告単位の価値』としてしまう可能性を生み出している。」³⁶

セルホン (Thorsten Selhorn) は以下のように指摘している。

「採用される具体的なモデルにもかかわらず、評価プロセスは、将来の発展と事象について経営者の予測に大きく依存している。認められる方法の具体的確定、抽象的な評価モデルの構成は、あらかじめ決められたパラメーターにどのような価値を割り付けるか決めるに際して、経営者による相当な裁量を抑制できるものではない。さらに経営者が全誠実さをかけて行為しようと、そのベストな知識水準をもって報告単位の公正価値を推定しようとしても、将来の不確実なキャッシュフローと資本コストに関する問題には、それ自体、厳しいものがある。このありあまる主観性 (abundance of subjectivity) は、不確実性と結びつき、それが生み出した推定結果を適合性と信頼性の両基準に照らして問題のある批判されるべきものとしている。」³⁷

さらに FASB は、株価利益倍数、株価収益倍数 (multiple of earning or revenue) による評価も、報告単位の公正価値評価方式として認めている。こ

のような他企業の利益もしくは収益に対する株価の倍数を用いて、報告単位の公正価値を評価する方法に至っては、その検証可能性は全く見られない。評価する報告単位と同じ規模の産業、同じポジションにある企業を見いだすことが困難だけではない。ペンマン (Stephen H. Penman) も指摘しているように、「それは人が信頼できるような評価ではない。」³⁸ 「倍数を用いて得た報告単位の公正価値は、明らかに裁量的な構成要素を含んでいる。」³⁹

このように公正価値自体が検証可能、測定可能な要件を満たさないものであれば、のれんの減損会計基準が設定している「分離可能性 (separability)」、 「残余 (residual)」、 「報告単位 (reporting unit)」、 「大きく変化していない (have not changed significantly)」、 「わずかな可能性 (remote)」、 「大きな差額 (by a substantial margin)」、 「高い可能性 (more likely than not)」、 「合理的で支持できる、利用可能なあらゆる証拠 (reasonable and supportable, all available evidence)」といった、公正価値評価に収斂する概念も、それ自体、経験的検証と測定に関わりのない経営者の主観によって左右される恣意的性格をもっている。

5. 公正価値監査の性質

公正価値基準が検証不能な性格をもっているとすれば、会計監査も公正価値の検証可能性を求めるものとはなっていない。アメリカ公認会計士協会 (AICPA) は、「公正価値に関する監査基準 (Statement Auditing Standard, No.101-Auditing Fair Value Measurement and Disclosure, 2003)」を設定している。当監査基準は、いかなる意味においても公正価値についての経験的検証を求める基準を設定するものではない。ここでの公正価値監査とは、経営者が公正価値の推定にあたって立てた仮定が合理的なものであるかどうかということが中心となっている。しかも、その合理性については、一般的な要請に止まっており、何ら具体的な内容を規定していない。例えば、同監査基準の内容を見ると、以下のようになっている。

「基準16：公正価値測定や表示と開示についての要請、また公正価値の変動

を財務諸表に如何に報告するかということを含めて、そこでの経営者の意図が適切なものであるか監査人は評価する。監査人は、これらの行為を行うにあたっての経営者の能力を評価する。経営者は特定の資産もしくは負債に関連した計画や意図について記録を残しており、GAAPもそのようにすることを要請している。経営者の意図や能力について得られた証拠の範囲は、プロフェッショナルな判断の事項であるが、監査人の手続は、普通、経営者に対する以下のような質問事項が含まれる。

- ・資産や負債について下された経営者の意図についての過去の歴史に対する考慮
- ・記述された計画やその他の記録、予算や議事録その他利用できるもののレビュー
- ・特定の行動をとった経営者による理由についての検討
- ・契約内容を含めての実体の経済的環境のもと、特定の行動を行った経営者の能力に対する考慮」

「基準18：観察できる市場価格が存在しなく、また実体が評価方法を用いて公正価値を評価する場合、監査人は、実体の測定方法が環境に照らして適切なものであるかどうか評価すべきである。その評価には、プロフェッショナルな判断の発揮が求められる。そのことはまた、特定の評価方法を選択した理由について、経営者と議論した上でその方法を選択したことの合理性についての理解を得ることが含まれる。監査人は、以下のことについて考慮しなければならない。

- (a) 経営者は、選択した方法を支持するにGAAPによって規定された基準を十分に評価し、適切に適用しなければならない。
- (b) 評価方法は、評価される項目事項を前提に、環境に照らして適切なものでなければならない。
- (c) 評価方法は、実体が運営するビジネス、産業、環境との関係で適切なものでなければならない。」

以上に見たように、公正価値の監査基準は、経営者が立てた予測と仮定の適切性を問題にし、結果として算定された公正価値額について検証するものでは

ない。ここでは会計士の責任は、公正価値の検証ではないと明確にされるのである。このもとで監査人が行うことといえば、経営者が公正価値の評価にあたって採用した手続きプロセスを確認し、その計算プロセスを再計算することである。このような公正価値監査の本質については、スターリング（Robert R. Sterling）によって以下のように指摘されている。

「監査人によって独立の立場から計算された割引価値が依頼会社のそれと違ったからと言って、その事実によって無限定適正意見の表明を拒否する正当な根拠とはならない。」⁴⁰

「監査人が独立の立場から計算した割引価値は、適正意見の表明にも否定的意見の表明にも十分な正当性の根拠を与え得ないものである。かくして、次のような結論をくささなければならない。監査人が独立の立場から計算した割引価値と依頼会社側の数値とを比較して監査を行うことはできない、と。ではこれに変わる方法はなんであろうか。独立の立場から計算した割引価値と依頼会社のそれを比較することをしないとすると、残されているのは、筆者の知るかぎり、算術的な正確性を検討することだけである。」⁴¹

このように公正価値の監査は、経営者が立てた仮定のもと、公正価値が適切に計算されたか、算術的な正確性を検討する以外になく、それは近代会計のもとでの配分と対応の基準の監査に見られた再計算としての監査手続きと本質においてかわらない。このような公正価値評価と監査の実態からすれば、公正価値会計基準は、たとえプリンシプル・ベースの形式をもって設定されたとしても、その実施についてサブの基準を必要とし、さらに詳細なルールとガイダンスを必要とし、結局、ルール・ベースの基準とならざるを得なくなる。そうでなければ、SECなどの行政規制のもと、あるいは訴訟のもと、公認会計士の責任が解除される仕組みを作り出すことは出来ない。

5. 公正価値基準がルール・ベースとなる不可避性

公正価値ベースののれん減損の会計基準は、プリンシプル・ベースの会計基準ともいわれる。しかしプリンシプル・ベースとされる会計基準も、その具体

的な適用の過程で多くのルール設定をしなければならない潜在性がある。シッパンナー (Katharine Schipper) は、のれんの減損基準の適用にあたって、以下のような懸念を述べている。

「基準の適用にあたって、のれんの減損テストの実行についての意思決定が必要とされる。例えば、組織にあつてどの程度にわたつてのれんの減損がテストされるべきか、それはどれほどの頻度で行われるか。のれんは独立に測定できないために、減損テストはどのように実行されるべきか。のれんの減損が見出された場合、如何に測定されるべきか。これらの問題のどれほど多くが基準内で答えられるべきか、またどれほどに詳細であればよいか、このことが基準設定の問題となる。さらに会計基準の詳細なガイダンスのコストとベネフィットは何か。プリンシプル・ベースをルール・ベースな基準へ転換させる規定の詳細さのレベルがあるであろうか。」⁴²

公正価値の評価を内容とする会計基準は、たとえプリンシプル・ベースの形をとっていたとしても、検証可能、測定可能な事象を扱うものでないために、基準適用にあつての会計士のプロフェッショナルな判断を行き着くところまで発揮させることはできず、基準適用のプロセスのどこかで会計士の判断を遮断するルールを設定しなければならない。会計基準の本文の内ですれができないとあれば、何らかの機関、組織が定めるガイダンスによって、あるいはテキストの形をとつて、ルール設定をしなければならない。そうでなければ、会計士の責任を解除する仕組みを作り出すことはできない。同じくシッパーは以下のように指摘している。

「基準が例えば測定について大きく増大するプロフェッショナルな判断を求めるものであれば、財務諸表の作成者と監査人の双方に必要とされる専門能力のタイプと領域が変わると私は考える。現在、合衆国の基準は、基準の適用について激しい議論を生み出す傾向があり、特定事実と環境に対して基準を如何に適用するか例示した詳細な算定例が含まれることがよくある。もしこのガイダンスが会計基準から取り除かれるようなことがあれば、個々の企業とその監査人は、基準の意図を推し量つた詳細な適用ガイダンスを生み出さなければならなくなる。

この問題は、多くの推定と判断の拡大を求める場合にとりわけ重要となる。すなわちレリバンスを高めようとして、合衆国の GAAP に準拠して作成された財務報告は、取引額にもとづくものではなく、推定され測定された金額にもとづくものである。推定された額は、公正価値のごとき測定対象を必要とし、またモデルの適用と割引キャッシュフローのテクニックの適用のごとき測定アプローチを必要とする。もし報告数値の検証可能性が受け入れ難いほど低いレベルのものでなければ、財務諸表作成者と監査人はこれらの測定アプローチを何時、如何に適用するかについて一般的な理解についての適切なレベルをつくり出さなければならない。⁴³

かくして「明らかに認識原則について、おびただしい数のルールをともなった詳細で複雑なものに基準となる可能性があるか、そのことによってルール・ベースとなって現れプリンシプル・ベースでなくなるのか、その経路が示される」⁴⁴のである。

6. 公正価値会計基準の性格

現代会基準は、公正価値を投資家の意思決定にレリバントであるということによって基準化する。取得原価主義の会計情報は、レリバンスの要件を満たさないとする。ベンストン (George J. Benston) は、レリバンス概念への適合性という理由によって、公正価値の会計基準が形成したとする。

「経営業績評価と投資意思決定のために、財務諸表が会計期間の期首期末での会社資源の投資家にとっての価値を報告するものであれば、それは望ましいものである。期間の純利益と損失は、株主への配当と株主による追加投資にむけて調整されたところの、価値の期首と期末の差額である。このような目的のために、資産と負債の経済価値は歴史的原価よりもはるかにレリバントである。実際のところ、FASB や IASB によって採用された会計基準においては、『公正価値』(市場価値の代用となる)の組み入れを増加させる重要なモチベーションとなっている。公正価値は、情報をもった意思ある団体間で

資産が交換されるであろう（交換されたのではない）、もしくは負債が決済される金額である。その金額は、経営者が推定した期待キャッシュフローの現在価値から計算される。」⁴⁵

公正価値は投資家の株式価値評価に適合する情報を提供するものであるとする理論（「価値適合（value relevance）理論」）が、今日一般的となっている。それらの理論は、実証的な研究スタイルをもって、公正価値が株価形成との関係で情報内容をもったものであるとする。しかしこれらの理論は、公正価値のレリバンス概念への適合性を強調しても、その信頼性に対しては極めて低い力点しか置いていない。それらはFASBの概念ステイトメントでいう「検証可能性」の概念に触れることもない。ホルトハウゼンとワッツ（Robert W. Holthausen and Ross I. Watts）は、「バリュウ・レリバンス」の理論が会計方法の選択に関する二つの基準概念、すなわちレリバンスと信頼性に基づいて公正価値の有用性を主張しているが、しかしそこには「検証可能性に対していかなる言及もない」⁴⁶としている。FASBの概念ステイトメントにおいては、「測定の信頼性は、表示しようと意図する事柄を表示する誠実さにもとづいている。それは表示上の質を有し、検証を通じて生まれる利用者に対する保証と結びついている」⁴⁷としているが、バリュウ・レリバンスの理論は、「表示上の誠実性」について言及することがあっても、「検証可能性」の概念については意識的に言及を避けていると思われる。公正価値は検証可能性に欠けるものであり、これを会計基準とするには、レリバンス基準の一方的な強調、検証可能性の無視しかない。しかしレリバンス概念をもって基準化された公正価値基準は、それが検証可能性が欠如するものであるために、経営者による不適切な会計操作を生み出す可能性がある。

ベンストン（George J. Benston）は、「FASBの公正価値会計への移行は、報告純利益を過大報告する手段を機会主義的な経営者に与える」⁴⁸と指摘している。このことは同時に過小報告する手段も提供する意味も含まれる。ベンストンは以下のように述べている。

「問題は、公正価値（市場価値とは異なった）が実際の市場価値によらない推定からしばしば引き出されなければならないことである。不幸にも公正価

値にもとづいた財務報告は、その数値が信頼に足るもの (trustworthiness) であるとする要請の範囲内あることが稀にしかおこらないことである。」

「経済価値決定における問題の一つは、企業にとっての資産価値 (使用価値 value-in-use) したがって投資家にとっての価値を測定する際のそこに含まれるコストと測定の困難性—しばしば不可能性—から生まれる。すなわち純キャッシュフローの現在価値は、他の資産と負債のコンビネーションのもと、企業による資産の使用 (処分も含む) から期待されたものである。これは推定するに非常に困難であり、主観的でありさえする。さらに他の企業の営業や市場の状態や一般物価と特定物価の変動に応じて、推測が期間にわたって容易に変化する。」

「第2により重要な問題は、測定されうる経済的価値がレリバントで信頼ある市場価値に基づくことがないならば、ほとんど信頼に足るものとならない、ということである。……(略)…… 経営者があたかも特定の会計期間に好成績をあげたかのように表示を望む場合、経営者は容易に資産の公正価値を増額させ報告利益を増大させる。経営者がキャッシュインフローの推定額を増加させる場合には、キャッシュアウトフローの推定額を減少させるか、現在 (公正) 価値を得るのに純キャッシュフローの割引率を低くする。経営者は、公認会計士が否認することが困難もしくは不可能にするような推定に対して合理性を取り繕い、彼等が望む数値に向けて容易に修正することが出来る。」⁴⁹

公正価値会計基準は投資家の株式価値評価にレリバントな情報を提供するものであるとして、現代会計基準の中に大きく取り入れられようとしている。金融商品の会計、固定資産の減損会計、のれんの減損会計、ストック・オプション会計と、公正価値の会計基準は目白押しに設定され、またされようとしている。これらの公正価値基準は、検証可能性に欠けた性質を持ち、そのために信頼性に欠ける傾向を生み、そのことが大幅に経営者による裁量行為、さらには機会主義的行為を生み出す傾向すらある。このような傾向は、さらなる規制の強化を生み出し、そのことが会計基準をこれまでにないルール・ベースのものに転化させる可能性すらある。

おわりに

取得原価主義にもとづいた近代アメリカ会計の基準は、「幅広いもの」として設定されようとした。その「幅広い」基準設定の在り方は、会計士のプロフェッショナルな判断を前提にして、制度的な正当性をもった。しかしその配分と対応の会計基準は、経験的検証可能性をもたないために、何らかの権威による裁断をもってルールとして設定されざるをえないものであった。それは近代会計の制度が想定したところの会計士のプロフェッショナルな判断を実質において必要とするものではなかった。近代の会計基準は、ルール・ベースの基準設定によって、会計監査における会計士の責任を解除する仕組みをつくり出した。また訴訟の増大も、会計基準をルール・ベースにしたと思われる。

このような近代会計における会計基準設定の特徴は、現代においても本質的に変わることがない。取引価格の記録に代わり、資産と負債の公正価値による直接評価の会計基準が設定されるようになると、会計基準は全面的に会計士のプロフェッショナルな判断に依存する形をとるようになった。公正価値ベースの会計基準は、コンセプトを基礎にして設定される傾向があり、その意味で一見、プリンシプル・ベースの基準設定を目指しているかのように見える。しかし公正価値ベースの会計基準が扱うのは検証不能、測定不能な経営者の予測と判断であり、そのことにより利益計算は極度に弾力的な性格を帯びるようになった。公正価値基準という検証不能な事象を扱う傾向が高まれば、会計基準は、会計監査上の会計士の責任を解除する仕組みをつくり出すために、より一層、詳細なルールを設定する傾向を強めることになる。会計基準の概念そのものが検証できるものでないとするれば、概念の適用は恣意的となり、そのために概念適用のプロセスのどこかで会計士の判断を遮断するか制限するルールを設定しなければならない。公正価値基準の適用にあたって、多くの「特別規定」、「白黒明確な区分基準」、「例示」、「範囲指定」、「例外」、「先例」、「実行指針」といった多様なルールが必要となる。これらのルールを会計基準の本文のなかに盛り込まないとしても、基準の本文以外のところでルール設定をしなければならない。たとえ会計基準本体がプリンシプル・ベースの形をとったとしても、事態

は何ら変わらないのである。

アメリカ会計は、基準設定において常に会計士のプロフェッショナルな判断を制度的に措定してきた。「幅広い」基準設定は、その「幅広さ」を可能とする前提として会計士のプロフェッショナル性を想定し、また「プリンシプル・ベース」の基準設定は、コンセプトの適用と会計選択にける会計士のプロフェッショナルな判断を想定する。基準内容を弾力的なものにするに、会計士のプロフェッショナル性の想定は、制度上、必須のものとなる。そのためにアメリカにおいては、監査基準、業務基準、倫理綱領、内部統制基準、さらにはサーベンス・オックスリー法によって設立された公的会社会計監視審議会（the Public Company Accounting Oversight Board: PCAOB）のごとき機関などの多くのプロフェッショナルな諸制度が成立することになる。これらの諸制度のもと、会計士のプロフェッショナルな判断が行使されるものと想定される。しかしながら、先にも検討したように、現実の会計基準はルール・ベースの基準となり、会計の判断を遮断もしくは制限するものとなって、基準適用の過程において会計士の判断とそのプロフェッショナル性は発揮されなくなっている。会計基準が検証可能性をもたなく恣意的性格をもつとすれば、会計士の判断は恣意的なものに流れる可能性がある。会計士の判断の恣意性を抑えようとすれば、会計士の監査責任が問われる制度構造にあって、会計士の判断を前提としないルール遵守の監査、再計算の監査が中心となる。このプロセスにおいては、実質、プロフェッショナルな判断は求められるものではない。とすれば会計士のプロフェッショナルな判断は、会計基準を弾力的なものとする必要性から成立した概念であって、何らかの実体的な内容をもったものではないことになる。それはあくまで制度上の概念としての性質をもつ。

¹ FASB Proposal, *Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting*, October 21, 2002, p.21.

² *Ibid.*, p.2.

³ *Ibid.*, p.5.

⁴ Sarbanes-Oxley Act, 2002, Section 108.

⁵ FASB Proposal, *op. cit.*, p.4.

- ⁶ AAA Financial Accounting Standards Committee, Evaluating Concepts-Based vs. Rule-Based Approaches to Standard Setting, *Accounting Horizons*, 2003, p. 71) p. 3.
- ⁷ FASB Proposal, *op. cit.*, p. 3.
- ⁸ Mark W. Nelson, Behavioral Evidence on the Effects of Principles-and Rules-based Standards, *Accounting Horizons*, 2003, p. 91.)
- ⁹ FASB Proposal, *op. cit.*, p. 3.
- ¹⁰ アメリカ会計士協会 (AIA—今日の AICPA の前身) による1933年の「会社会計の監査」(Audit of Corporate Account) においては、「相当に一般的な承認を得ている幅広い会計原則を上場会社に広く認めさせるようにし、そのような幅広い範囲内で、企業の要請に最も適合すると見なされる会計方法を選択する会社の権利を制限しないこと」として、幅広い会計基準設定が唱えられている。(村瀬儀祐『現代会計制度論』1987年、森山書店、第2章参照。)
- ¹¹ Peter W. Wolnizer, *Auditing as Independent Authentication*, 1987, p. 107.
- ¹² *Ibid.*, p. 169.
- ¹³ Arther L. Thomas, *The Allocation Problem, Part Two*, 1974, p. 51.
- ¹⁴ Peter W. Wolnizer, *op. cit.*, p. 2-3.
- ¹⁵ *Ibid.*, p. 107.
- ¹⁶ *Ibid.*, p. 105-106.
- ¹⁷ *Ibid.*, p. 106.
- ¹⁸ Katharine Schipper, Principles-Based Accounting Standards, *Accounting Horizons* p. 71.
- ¹⁹ FASB Statement of Financial Accounting Concept No.1, *Objective of Financial Reporting by Business Enterprises*, 1978, summary.
- ²⁰ FASB Statement of Financial Accounting Concepts, No.6, *Elements of Financial Statement*, 1985, par. 70.
- ²¹ FASB Statement of Financial Accounting Standard No.141, *Business Combination*, 2001, FASB Statement of Financial Accounting Standard No.142, *Goodwill and Other Intangible Assets*, 2001.
- ²² Thorsten Sellhorn, *Goodwill Impairment-An Empirical Investigation of Write-Offs under SFAS 142*, 2004, p. 3
- ²³ Katharine Schipper, *op.cit.*, 64.
- ²⁴ FASB Statement of Financial Accounting Standard No.142, par.34
- ²⁵ *Ibid.*, par.23.
- ²⁶ 村瀬儀祐「会計認識拡大理論の制度機能」加藤盛弘編著『現代会計の認識拡大』第1章、森山書店、2005年、25頁。
- ²⁷ Watts, Ross, L., Conservatism in Accounting Part I: Explanations and Implications, *Accounting Horizon*, 2003, p.217.

- ²⁸ Ibid, p.218.
- ²⁹ FASB Statement of Financial Accounting Concept No.7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, 2000.
- ³⁰ Thorsten Sellhorn, *Goodwill Impairment-An Empirical Investigation of Write-Offs under SFAS 142*, 2004, p.181.
- ³¹ Ibid., p.183.
- ³² Robert R. Sterling, *Toward a Science of Accounting*, 1979, p.26.
- ³³ *Ibid.*, p.132.
- ³⁴ *Ibid.*, p.195.
- ³⁵ FASB Statement of Financial Accounting Standard, 142, B150
- ³⁶ Thorsten Sellhorn, *op.cit.*, p.182.
- ³⁷ Thorsten Sellhorn, *ibid.*, p.182.
- ³⁸ Stephen H. Penman, *Financial Statement Analysis and Security Valuation*, Second Ed., 2003,p.67.
- ³⁹ Thorsten Sellhorn, *op.cit.*, p.185.
- ⁴⁰ Robert R. Sterling, *op.cit.*, p.133.
- ⁴¹ *Ibid.*, p.134.
- ⁴² Schipper, *op.cit.*, p.69.
- ⁴³ *Ibid.*, pp.64-65.
- ⁴⁴ *Ibid.*, 63.
- ⁴⁵ George J. “Benston, Corporate Accounting before and after Enron”, *After Enron*, Edited by William A . Niskanen, 2005, p.59.
- ⁴⁶ Robert W. Holthausen and Ross I. Watts, The Relevance of the Value-relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting, *Journal of Accounting and Economics*, 2001, p.1-17.
- ⁴⁷ FASB Statement of Financial Accounting Concept No.2, Qualitative Characteristics of Accounting Information,1980,par.59.
- ⁴⁸ George J. Benston and William A. Niskamen, The Formal Audit Process, *After Enron*, Edited by William A . Niskanen, .p.90.
- ⁴⁹ George J. Benston, *op.cit.*,2005, pp.59-61.